

市第 129 号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第61条の3第1項ただし書中「第7条第3項」を「第7条第1項第1号」に、「指示措置等又は第66条の2第3項」を「実施措置又は第66条の2第1項第1号」に、「条例指示措置等」を「条例実施措置」に改める。

第62条の3第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第18条第1項第2号若しくは第3号又は第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する行為

第63条第2号中「第4条第2項」を「第3条第8項」に改める。

第65条第1項第1号中「法」の次に「第3条第7項及び」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の例により調査した結果の提出があった場合は、この限りでない。

第65条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、同項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

第66条第1項第1号中「前条第2項」の次に「若しくは第3項本文」を加える。

第66条の2の見出しを「（条例汚染除去等計画の提出等）」に改め、同条第1項中「相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきこと」を「当該条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「条例汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきこと」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「条例実施措置」という。）
- (2) 条例実施措置の着手予定時期及び完了予定時期
- (3) その他規則で定める事項

第66条の2第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、条例汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。
- 3 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の条例汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、条例汚染除去等計画（条例汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、次条第1号及び第66条の4において同じ。）の提出があった場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。
- 5 市長は、条例汚染除去等計画の提出があった場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、市長は、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。
第66条の2に次の4項を加える。
- 6 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、条例実施措置を講じてはならない。
- 7 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計

画に従って条例実施措置を講じなければならない。

8 市長は、条例汚染除去等計画の提出をした者が当該条例汚染除去等計画に従って条例実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該条例実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

第66条の3第1号及び第66条の4中「条例指示措置等」を「条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置」に改める。

第68条第1項中「（以下「要措置区域等」という。）」を削る。

第68条の3第1項中「要措置区域等又は」を削る。

第69条第1項第4号中「及び当該条例汚染土壌を処理する者」を削り、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5号中「処理する」の次に「場合にあつては、当該条例汚染土壌を処理する」を加え、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 当該条例汚染土壌を第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、当該土地の形質の変更をする条例要措置区域等の所在地

第69条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあつては、当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

第69条の3第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域等の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壤を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合第69条の5に次の1項を加える。
- 9 前各項の規定は、条例汚染土壤を他人に第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が条例汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該条例汚染土壤を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壤使用者」という。)」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る条例汚染土壤の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壤使用者」と読み替えるものとする。

第69条の6第1項中「前条第3項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「受託していない」を「受託しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していない」に改め、「前条第4項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「又は処理受託者」を「、処理受託者又は条例汚染土壌を第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する者」に、「又は処理を終了していない」を「若しくは処理を終了しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していない」に改め、「前条第3項又は第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加える。

第159条の2第1号中「第65条第2項、第66条の2第4項」を「第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項」に改め、同条第2号中「第66条の3」を「第66条の2第6項又は第66条の3」に改める。

第161条の2第1号中「、第65条第1項、第67条の2第1項又は第69条第1項若しくは第2項」を削り、同条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「第8項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第69条の5第3項後段」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第4項」の次に「（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「同条第2項」の次に「（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項」を加え、同号を同

条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

(3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者

第165条を次のように改める。

第165条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第66条の2第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第67条の2第2項若しくは第3項、第69条第3項又は第69条の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第66条の2第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例による。

3 施行日前に指定が解除された旧条例第68条の3第1項に規定する要措置区域等の土地の台帳の調製及び保管並びに閲覧について

は、なお従前の例による。

- 4 この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第69条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に同項に規定する条例汚染土壌を条例要措置区域等（新条例第68条第1項に規定する条例要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。
- 5 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、条例汚染除去等計画の提出等に関する規定を設けるとともに、関係規定の整備を図るため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告）

第61条の3 地下水汚染の原因であることが認められた土地（以下「地下水汚染原因地」という。）において事業を行っている者（当該地下水汚染原因地において事業を行っている者が当該地下水汚染の原因者でないと認められる場合にあつては、規則で定める者）は、規則で定めるところにより、地下水の水質を浄化するための措置を講じなければならない。ただし、土壤汚染対策法^{第7条第7号}第1項第1号に規定する実施措置又は第66条の2第1項第1号に規定する指示措置等又は第66条の2第3項に規定する条例実施措置により地下水汚染の拡散の防止に係る条例指示措置等措置が講じられるときは、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

（汚染土壌による埋立て等の禁止等）

第62条の3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌（以下この条において「汚染土壌」という。）を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあつては、この限りでない。

（第1号及び第2号省略）

(3) 法第18条第1項第2号若しくは第3号又は第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する行為

(4)
(3) （本文省略）

(第2項及び第3項省略)

(用語の定義)

第63条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第1号省略)

- (2) 指定調査機関 法 第3条第8項
第4条第2項に規定する指定調査機関をいう。

(第3号省略)

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第65条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法 第3条第7項及び 第4条第1項の規定による届出に係る行為

(第2号から第6号まで省略)

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、同項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

$\frac{3}{2}$ 市長は、第1項の前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されている

おそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の例により調査した結果の提出があった場合は、この限りでない。

(条例要措置区域の指定等)

第66条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第6条第4項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

(1) 第64条の2第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第2項若しくは第3項本文の規定による調査（以下「条例土壌汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。

(第2号及び第2項から第6項まで省略)

(条例汚染除去等計画の提出等)
(汚染の除去等の措置)

第66条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害

を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則において汚染の除去等の措置を講ずべきことで定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「条例汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

(1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「条例実施措置」という。）

(2) 条例実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、条例汚染除去等区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。

3 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項第1項の規定により市長から指示を受けた者は、同項の期限ま

項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規
でに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと
則で定めるところにより、変更後の条例汚染除去等計画を市長に
同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として
提出しなければならない。

規則で定めるもの（以下「条例指示措置等」という。）を講じな
ければならない。

- 4 市長は、条例汚染除去等計画（条例汚染除去等計画の変更があ
市長は、前項に規定する者が条例指示措置等を講じていないと
ったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、次
認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該
条第1号及び第66条の4において同じ。）の提出があった場合に
条例指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が規
則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）

に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算
して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ず
ることができる。

- 5 市長は、条例汚染除去等計画の提出があった場合において、当
前2項の規定によって講ずべき条例指示措置等に関する技術的
該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が技術的基準に
基準は、法第7条第3項に規定する指示措置等の例による。
適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮するこ

とができる。この場合において、市長は、当該提出をした者に対
し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

- 6 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間
（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）
を経過した後でなければ、条例実施措置を講じてはならない。

- 7 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計
画に従って条例実施措置を講じなければならない。

- 8 市長は、条例汚染除去等計画の提出をした者が当該条例汚染除
去等計画に従って条例実施措置を講じていないと認めるときは、
その者に対し、当該条例実施措置を講ずべきことを命ずることが

できる。

- 9 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第66条の3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により市長から指示を受けた者が 条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置 として行う行為

(第2号及び第3号省略)

(適用除外)

第66条の4 第65条第1項の規定は、第66条の2第1項の規定により市長から指示を受けた者が 条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置 として行う行為については、適用しない。

(周辺住民への周知)

第68条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域 （以下「要措置区域等」という。） 又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域（以下「条例要措置区域等」という。）内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

(第2項省略)

(台帳)

第68条の3 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壌汚染状況

調査が行われその結果が第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び~~要措置区域等又は~~条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

（第2項及び第3項省略）

（汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第69条 条例要措置区域等内の土地の土壌（指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。）を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 当該条例汚染土壌を運搬する者~~及び当該条例汚染土壌を処理~~
する者の氏名又は名称

(5) ~~当該条例汚染土壌を処理する場合にあっては、当該条例汚染~~
土壌を処理する者の氏名又は名称

(6) ~~当該条例汚染土壌を処理する~~場合にあっては、~~当該条例汚染~~
(5) 土壌を処理する施設の所在地

(7) ~~当該条例汚染土壌を第69条の3第1項第2号に規定する土地~~

の形質の変更を使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする条例要措置区域等の所在地

(8)
(6) (本文省略)

(9)
(7) (本文省略)

(第2項から第4項まで省略)

(汚染された土壌の処理の委託)

第69条の3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域等の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

(3)
(2) (本文省略)

(4)
(3) (本文省略)

(第2項省略)

(管理票)

第69条の5 (第1項から第8項まで省略)

9 前各項の規定は、条例汚染土壌を他人に第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が条例汚染土壌の

処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）」とあるのは「（運搬を委託しない場合にあっては、当該条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者）」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。））」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。））」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

- 第69条の6 何人も、条例汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 2 何人も、条例汚染土壌の処理を受託しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 3 運搬受託者、処理受託者又は条例汚染土壌を第69条の3第1項又は処理受託者

第2号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した条例汚染土壌の運搬若しくは処理を終了しておらず、又は条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による送付をしてはならない。

第159条の2 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 第64条の2第4項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項、第67条の2第4項、第69条第4項又は第69条の4の規定による命令に違反した者

(2) 第66条の2第6項又は第66条の3の規定に違反した者

第161条の2 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第64条の2第5項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)、第65条第1項、第67条の2第1項又は第69条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者

(3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する届出をした者

(4) (本文省略)

(5) (本文省略)

(6)
(4) 第69条の5第1項（同条第2項~~（同条第9項において準用する~~
~~場合を含む。）及び第9項~~において準用する場合を含む。）

の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

(7)
(5) 第69条の5第3項前段又は第4項~~（これらの規定を同条第9項~~
~~において準用する場合を含む。）~~の規定に違反して、管理票

の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(8)
(6) 第69条の5第3項後段~~（同条第9項において準用する場合を~~
~~含む。）~~の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(9)
(7) 第69条の5第5項、第7項又は第8項~~（これらの規定を同条~~
~~第9項において準用する場合を含む。）~~の規定に違反して、管

理票又はその写しを保存しなかった者

(10)
(8) （本文省略）

(11)
(9) （本文省略）

第165条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処
第67条の2第2項若しくは第3項、第69条第3項又は第
する。

69条の5第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第66条の2第9項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告
をした者

(2) 第67条の2第2項若しくは第3項、第69条第3項又は第69条
の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規
定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者